

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定に準じて、塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運營業務委託に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定に基づき、別冊のとおり公表する。

平成30年2月8日

塩谷広域行政組合管理者 花塚隆志

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運營業務委託の実施方針

塩谷広域行政組合エコパークしおや
長期包括運営業務委託

実施方針

2018年2月8日

塩谷広域行政組合

目次

第1章 用語の定義.....	1
第2章 業務内容に関する事項.....	2
1. 業務名.....	2
2. 本業務の対象となる公共施設等の名称及び種類.....	2
3. 公共施設等の管理者.....	2
4. 業務目的.....	2
5. 本施設の概要.....	2
6. 契約形態.....	3
7. 業務期間.....	3
8. 業務終了時の引継業務.....	4
9. 運営事業者が実施する業務の範囲.....	4
10. 組合が実施する業務.....	4
11. 運営事業者の収入.....	4
12. 関係法令の遵守.....	4
13. 地元経済の活性化.....	4
第3章 募集及び選定に関する事項.....	5
1. 運営事業者の募集及び選定方法.....	5
2. 募集及び選定の手順.....	5
3. 参加資格要件.....	6
4. 応募者の審査及び優先交渉権者の選定.....	9
5. 優先交渉権者選定後の手続き.....	10
第4章 運営事業者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	11
1. 想定されるサービスの水準・仕様.....	11
2. 想定されるリスクの分担.....	11
3. 組合による業務の実施状況の監視.....	11
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	12
1. 位置図.....	12
2. 土地利用規制.....	12
第6章 業務計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	12
1. 係争事由に係る基本的な考え方.....	12
2. 管轄裁判所.....	12
第7章 業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	12
1. 運営事業者の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合.....	12
2. 組合の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合.....	13
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合.....	13
4. その他.....	13
第8章 その他業務の実施に関し必要な事項.....	13
1. 情報提供.....	13
2. 応募に伴う費用負担.....	13
3. 本実施方針に関する担当部署.....	13
実施方針添付資料ー1 位置図.....	14
実施方針添付資料ー2 リスク分担（案）.....	15

第1章 用語の定義

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託の実施方針では、次のように用語を定義する。

- 組合：塩谷広域行政組合をいう。
- 本業務：塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託をいう。
- 本施設：塩谷広域行政組合次期環境施設整備事業で設計・建設されたエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の工場棟、管理棟のほか、ストックヤード棟、車庫棟、洗車棟、庁用車車庫棟、駐車場、場外余熱利用施設（敷地内）、し尿処理施設内の受変電設備、構内道路、雨水調整池、燃料貯蔵所、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の業務実施区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。ただし、敷地内の鉄塔は除く。
- エネルギー回収型廃棄物処理施設：本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、マテリアルリサイクル推進施設から発生する可燃残渣、し尿処理脱水汚泥、し尿処理脱水し渣及び災害廃棄物を処理対象物として焼却処理し、焼却時の排熱を回収して有効利用する施設をいう。
- マテリアルリサイクル推進施設：本施設を構成する施設のうち、不燃ごみ・不燃性粗大ごみ、資源びん、古紙類、ペットボトルを処理対象物として破碎、選別等の処理を行う施設をいう。
- 業務実施区域：本業務を実施する区域をいう。
- 構内道路：業務実施区域内の車両が通行する道路をいう。
- 地域：塩谷広域行政組合を構成する矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町をいう。
- 要求水準書：本業務に係る要求水準書をいう。
- 基本協定：事業者の選定後、本業務開始のための準備行為等の基本的事項等についての組合と優先交渉権者の間で締結される協定をいう。
- 運営業務委託契約：本施設の運営維持管理業務を行うため、基本協定に基づき、組合と優先候補者を構成するグループの代表企業が締結する長期包括運営業務委託契約をいう。
- 募集要項：本業務のプロポーザル公告の際に配布する公募説明書、要求水準書、基本協定書案、長期包括運営業務委託契約書（案）、事業者選定基準書などの資料をいう。
- 応募者：本業務の公募に応募する応募グループをいう。
- 応募グループ：代表企業と協力企業からなる企業をいう。
- 代表企業：応募グループを構成する企業のうち、応募手続等を行う企業をいう。
- 協力企業：応募グループを構成する企業のうち、代表企業以外をいう。
- 運営事業者：組合と長期包括運営業務委託契約を締結し、本業務を実施する者をいう。
- 優先交渉権者：事業者選定委員会で特定した応募者をいう。
- 事業者選定委員会：本業務の実施に際して必要となる事項の検討、及び提案審査を行う目的で、組合が設置する知識経験を有する者等で構成される次期環境施設選定委員会をいう。

第2章 業務内容に関する事項

1. 業務名

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託

2. 本業務の対象となる公共施設等の名称及び種類

- (1) 名称：エコパークしおや
- (2) 種類：一般廃棄物中間処理施設

3. 公共施設等の管理者

塩谷広域行政組合 管理者 花塚 隆志

4. 業務目的

現在、組合では、稼働中の「塩谷広域環境衛生センター（可燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設）」、（以下「既存施設」という。）に替わり、2019年9月30日竣工を目指し、一般廃棄物中間処理施設を建設中である。

本業務は、安定的な一般廃棄物の中間処理の継続と運営事業者の創意工夫による公共サービス水準の向上及び財政負担の縮減等を目的とし、本施設の運転、備品・用役の調達、保守管理、修繕工事等（以下、「長期包括運営業務」という。）を委託するものである。

5. 本施設の概要

本施設の概要を表1に示す。

表1 本施設の概要

名 称：エコパークしおや	
業務実施場所：栃木県矢板市安沢3630他 25筆（実施方針添付資料－1 位置図参照）	
業務実施区域面積：約36,100m ²	
エネルギー回収型廃棄物処理施設	1) 処理方式：全連続燃焼ストーカ式 2) 施設規模：114t/日（57t/日×2炉 1日当たり24時間） 3) 処理対象物 ア 家庭系可燃ごみ イ 事業系可燃ごみ ウ リサイクル施設可燃残渣 エ 可燃性粗大ごみ オ し尿処理脱水汚泥・処理後し渣 カ 災害廃棄物（緊急時） 4) 発電設備：有
マテリアルリサイクル推進施設	1) 処理方式：破碎、選別、圧縮梱包 2) 施設規模 ア 不燃ごみ・不燃性粗大ごみライン：12t/5h イ 資源びんライン：6t/5h ウ 古紙類ライン：1t/5h エ ペットボトルライン：2t/5h 3) 処理対象物 ア 不燃ごみ イ 不燃性粗大ごみ ウ 資源びん エ 古紙類 オ ペットボトル
関連施設	管理棟、ストックヤード、車庫、洗車棟、場外余熱利用施設（敷地内）、し尿処理施設（電気設備）等

6. 契約形態

- (1) 組合は、本業務に係る基本協定を優先交渉権者と締結する。
- (2) 組合は、基本協定に基づき、優先交渉権者を構成するグループの代表企業と本業務に係る運營業務委託契約を締結する。

7. 業務期間

- (1) 運営準備期間：2018年10月1日（予定）～2019年9月30日
 {2018年10月1日（予定）～2019年3月31日（運営人員募集期間）}
 {2019年4月1日～2019年9月30日（試運転期間）}
- (2) 運 営 期 間：2019年10月1日～2030年3月31日

8. 業務終了時の引継業務

組合は、業務期間終了前に、終了後の本施設の運営方法について検討するものとするが、運営事業者は、組合の検討に際して以下の事項に関して協力すること。

- (1) 所有する図面・資料の開示
- (2) 新たな運営事業者による本施設及び運転状況の視察
- (3) 運営業務全般に係る指導

9. 運営事業者が実施する業務の範囲

運営事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 運営事業者は、組合と締結する運営業務委託契約及び組合が定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の運営業務を行う。
- (2) 運営事業者は、本施設の運営管理に必要となる体制を組織した上で、運転管理業務、維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、測定管理業務、防災管理業務、情報管理業務、関連業務を行う。

10. 組合が実施する業務

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 近隣対応
- (2) 運営維持管理業務のモニタリング
- (3) 本施設への一般廃棄物等の搬入
- (4) 残渣運搬、最終処分業務（焼却飛灰の安定処理、残渣の貯留・積み込みまでは運営事業者の業務範囲）
- (5) 回収した有価物の売却

11. 運営事業者の収入

組合は、本施設の運営業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者へ支払う。

なお、売電の売却益は、組合の収入とする。

12. 関係法令の遵守

運営事業者は、本業務を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）をはじめ本業務に必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

13. 地元経済の活性化

本業務の実施にあたっては、矢板市安沢行政区住民及び塩谷広域環境衛生センターの委託職員を優先的に雇用することとし、次に塩谷広域圏住民を対象とした雇用に配慮すること。

また、物品・役務等の発注においても地元企業の活用に配慮すること。

第3章 募集及び選定に関する事項

1. 運営事業者の募集及び選定方法

本業務では、募集手続きに参加する応募者が募集要項に規定する業務に参加する要件に足る資格を有しており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から組合の要求する水準を満足することが見込める内容であることを前提として、優先交渉権者を選定する。なお、優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

2. 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

現時点で計画している応募者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおりである。

内 容	日 程
① 実施方針等の公表	2018年 2月 8日（木）
② 実施方針等に関する質問・意見の受付期限	2018年 2月 16日（金）
③ 上記質問への回答	2018年 2月 23日（金）
④ 公募の公告及び募集要領等の配布	2018年 3月中旬
⑤ 参加表明書の提出期限	2018年 3月下旬
⑥ 募集要領等に関する質問受付期限	2018年 4月上旬
⑦ 募集要領等に関する質問回答の公表	2018年 4月中旬
⑧ 参加資格審査書類提出期限	2018年 4月下旬
⑨ 参加資格審査結果の通知	2018年 4月下旬
⑩ 技術的対話の実施	2018年 5月中旬
⑪ 提案書の提出期限	2018年 6月下旬
⑫ 優先交渉権者の選定及び公表	2018年 7月下旬
⑬ 基本協定締結	2018年 8月上旬
⑭ 契約詳細協議	2018年 8月中旬
⑮ 運営業務委託契約の締結	2018年 9月下旬

(2) 実施方針に関する質問、意見の受付

本実施方針についての質問、意見は下記のとおり受付を行う。また、質問、意見書を提出した者に対しては個別にヒアリングを行う場合があり、その場合の日時・場所等は個別に通知する。

①受付期間

本実施方針公表日から2018年 2月16日（金）17：00 までとする。

②提出方法

本実施方針と同時にホームページに公表する別添様式（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルをE-mail に添付し送付する。

ア 送付先

塩谷広域行政組合 施設整備室

イ Email

shioya-kanri@gamma.ocn.ne.jp

ウ タイトル

「（提出者名）－実施方針等に関する質問、意見」

エ 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、組合が到達確認メールを返信する。

③公募の公告（募集要項等の公表）

公募の公告は、2018年3月中旬に行い、併せて募集要項、要求水準書、運營業務委託契約書(案)、基本協定書（案）、優先交渉権者審査基準及び様式集を公表する。

（3）実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更することがある。

3. 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

（1）応募者の構成等

①応募者は、応募グループとする。

②応募グループは、代表企業と協力企業から構成されるものとする。

③代表企業は、栃木県内に本店を有する企業1者以上を協力企業に入れること。また、その企業のうち1者は、「（2）応募者等の参加資格要件 ②本施設の運營業務を受託する者の要件 ウ」を満たす企業であること。

④協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。

⑤応募者の協力企業は、他の応募者の協力企業となることはできない。但し、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。

⑥代表企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業又は協力企業となることは認めない。

なお、「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する

場合をいう（以下同じ。）。

ア 資本関係がある場合

以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する二者の場合。

(a) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

(a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

⑦その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、他の応募者の協力企業となることはできない。

⑧同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

①共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 組合の競争入札参加資格者名簿（2017・2018年度）に登録されていない者

ウ 組合又は構成市町の指名停止措置を受けている者

エ 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

キ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者

コ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同

法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者

サ 組合が準用する構成市町それぞれの暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が所属している者

シ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者

ス 組合が本業務に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者

・ ごみ処理施設包括的運営委託に係る発注支援業務受託者 株式会社環境技研コンサルタント

セ 事業者選定委員会の委員が所属する企業

ソ 実施方針の公表から優先交渉権者の選定に関する公表までの期間に、本業務について組合が設置する事業者選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

② 本施設の運営業務を受託する者の要件

本施設の運営業務を受託する応募者は、以下に示す要件を満たすこととする。

ア 代表企業は、次に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物中間処理施設の設計・建設実績を複数件以上有すること。

(a) 発電設備を有する施設規模が114t/日以上かつ炉構成が2炉以上

(b) 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）

(c) 2008年1月以降かつ入札公告の前日時点までに稼働開始している施設の元請としての設計・建設実績を有すること。

イ 代表企業は、次に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物中間処理施設をDBO方式または長期包括運営委託業務により元請（当該事業の特別目的会社に出資したものを含む）で、運営期間が10年以上の業務を受託した実績を有すること。

(a) 発電設備を有する施設規模が114t/日以上かつ炉構成が2炉以上

(b) 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）

ウ 協力企業のうち1者は、廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物中間処理施設の運転管理業務委託を受託した実績を有すること。

エ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）で施設規模が114t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本業

務の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後3年間以上配置できること。

オ 本施設の運営にあたり、運営事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

③参加資格の確認

ア 参加資格確認基準日は参加資格審査書類提出期限日とする。

イ 優先交渉権者選定までの間に応募者の代表企業又は協力企業が参加資格要件を欠いた場合、組合は当該応募者を優先交渉権者のための審査対象から除外する。

ウ 優先交渉権者選定日の翌日から契約の締結までの間に優先交渉権者の応募者の代表企業又は協力企業が参加資格要件を欠いた場合、組合は優先交渉権者を取り消す。この場合において、組合は、取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4. 応募者の審査及び優先交渉権者の選定

(1) 審査機関

組合は、応募者の業務提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、組合が設置した事業者選定委員会において実施する。

なお、委員に変更があった場合は、組合ホームページに公表する。

事業者選定委員会委員

委員名		所属
学識経験者	中村 祐司	宇都宮大学教授
	濱田 雅巳	公益社団法人全国都市清掃会議
	伊澤 正之	弁護士
構成市町	小瀧 新平	矢板市市民生活部長兼くらし安全環境課長
	添田 克彦	さくら市環境課長
	鈴木 啓市	塩谷町住民課長
	阿久津 幽樹	高根沢町環境課長

本実施方針の公表から優先交渉権者の選定に関する公表までの期間に、本業務について組合が設置する審査機関の委員に対し、提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

(2) 審査の手順及び方法

①参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

②提案審査

提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査機関において提案書類の審査を行い、優秀提案を選定する。

③審査事項

審査事項は、公募時に公表する優先交渉権者審査基準に示すとおりとする。

④審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を組合ホームページに掲載する。

5. 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

組合と優先交渉権者は、優先交渉権者選定後速やかに運營業務委託契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

(2) 契約内容に関する協議

組合と優先交渉権者は、基本協定に基づき運營業務委託契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

(3) 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、組合は、必要な範囲において公表等を行うことができることとする。

第4章 運営事業者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

運営事業者は、募集要項等の書類及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本業務の要求水準等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、運営業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本業務におけるリスク分担の考え方は、組合と運営事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。運営業務に伴うリスクは、原則として運営事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

組合と運営事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料-2 リスク分担(案)」によるものとする。なお、その詳細については、募集要項等において示す。

3. 組合による業務の実施状況の監視

組合は、運営事業者が実施する本施設の運営業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、募集要項等に定める。

また、運営事業者の提供する運営業務に係るサービスが十分に達せられない場合、組合は、運営事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 位置図

「実施方針添付資料-1 位置図」参照

2. 土地利用規制

(1) 都市計画区域	都市計画区域内
(2) 用途地域	指定なし
(3) 防火地域	指定なし
(4) 高度地区	指定なし
(5) 建ぺい率	60%以下
(6) 容積率	200%以下
(7) 河川（堤防）による設置制限区域	指定あり
(8) 送電線による工作物設置制限区域	指定あり

第6章 業務計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

業務計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と運営事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び業務契約中に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所

業務契約に関する紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 運営事業者の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合

(1) 運営事業者が実施する本業務の業務内容について、運営業務委託契約で定める運営事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は運営事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。運営事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、業務契約を解除することができる。

(2) 運営事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により運営業務委託契約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、運営業務委託契約を解除することができる。

(3) 前2号の規定により組合が運営業務委託契約を解除した場合、運営事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 組合の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は運営事業者の責めに帰すことのできない事由により運営業務の継続が困難となった場合、組合及び運営事業者は、業務継続の可否について協議する。

(1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により運営業務の継続が困難となった場合、運営事業者は、業務契約を解除することができる。

(2) 前号の規定により運営事業者が運営業務委託契約を解除した場合、組合は、運営事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合

組合及び運営事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営業務委託契約を解除することができる。

4. その他

その他、本業務の継続が困難となった場合の措置の詳細は、運営業務委託契約に定める。

第8章 その他業務の実施に関し必要な事項

1. 情報提供

情報提供は、適宜、組合のホームページで行う。

2. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3. 本実施方針に関する担当部署

塩谷広域行政組合 施設整備室

〒329-1572

栃木県矢板市安沢3622番地1

電話：0287-48-2760

FAX：0287-48-0463

メール：shioya-kanri@gamma.ocn.ne.jp

実施方針添付資料－1 位置図



実施方針添付資料－２ リスク分担（案）

リスクの種類	No	リスクの内容	組合	事業者
募集資料リスク	1	運営事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
住民対応リスク	2	運営事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等		○
	3	上記以外のもの	○	
政治リスク	4	政策方針の転換による事業内容の変更、事業中止、議会不承認に関するもの	○	
第三者賠償リスク	5	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
	6	上記以外のもの	○	
許認可リスク	7	組合が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
	8	運営事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
応募コスト	9	応募コストに関するもの		○
法令変更リスク	10	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
	11	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
不可抗力リスク	12	天災・暴動等不可抗力によるもののうち一定額以内の増加費用		○
	13	上記を超えるもの	○	
工事遅延リスク	14	本施設工事遅延（不可抗力は除く）に関するもの	○	
	15	し尿処理施設改造遅延（不可抗力は除く）に関するもの	○	
支払遅延・不能	16	組合の支払遅延・不能に関するもの	○	
運営維持管理費上昇リスク	17	組合の指示等による運転管理費の増大	○	
	18	上記以外の要因（不可抗力は除く）による運転管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○
物価変動リスク	19	物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減（一定の範囲内）		○
	20	物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減（一定の範囲を越えた部分）	○	
安定稼働リスク	21	受託者の行った業務に起因しない事由により、安定稼働、処理能力が確保できないもの	○	
事故発生リスク	22	受託者の行った業務による事故発生		○
環境保全リスク	23	受託者の行った業務に起因する周辺環境へ影響を及ぼした場合		○
ごみ量変動リスク	24	施設許容量以内のごみの受け入れに関するもの		○
	25	施設許容量を超過するごみの処理に関するもの	○	
ごみ質変動リスク	26	想定ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの		○
	27	想定ごみ質の範囲を超えるごみ質変動に関するもの	○	
要求水準不適合リスク	28	本事業開始時の施設性能の未達によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを含む）	○	
施設の性能確保リスク	29	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	30	事業終了後における施設の性能保全に関するもの		○